

改正後

個⑥033 外国税額控除に関する明細書【1 ページ目】

外国税額控除に関する明細書

（書き方については、控用の裏面を読んでください。）

（平成25年分以降用）

（平成 年分）

氏 名

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相手国での 課 税 標 準	左 に 係 る 外国所得税額
							(外貨))	(外貨))
							円	円
							(外貨))	(外貨))
							円	円
							(外貨))	(外貨))
							円	円
計							円	④ 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外国所得税額
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
計								⑤ 円

④の金額が⑤の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 円 → 6の「⑪」欄に転記します。

④の金額が⑤の金額より少ない場合

⑤ 円 - ④ 円 = ⑦ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
平成 年分(3年前)	円	円	⑥ 円
平成 年分(2年前)			⑦
平成 年分(前 年)			⑧
計		⑨	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑩に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額 (① - ⑨)	
⑩ 円	⑨ 円	⑪ 円	

⑥、⑦、⑧の金額を5の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

改正前

個⑥033 外国税額控除に関する明細書【1 ページ目】

外国税額控除に関する明細書

（書き方については、控用の裏面を読んでください。）

（平成 年分）

氏 名

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相手国での 課 税 標 準	左 に 係 る 外国所得税額
							(外貨))	(外貨))
							円	円
							(外貨))	(外貨))
							円	円
							(外貨))	(外貨))
							円	円
計							円	④ 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外国所得税額
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
						平成 年分		(外貨))
						平成 年分		円
計								⑤ 円

④の金額が⑤の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 円 → 5の「⑥」欄に転記します。

④の金額が⑤の金額より少ない場合

⑤ 円 - ④ 円 = ⑦ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
平成 年分(3年前)	円	円	⑥ 円
平成 年分(2年前)			⑦
平成 年分(前 年)			⑧
計		⑨	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑩に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額 (① - ⑨)	
⑩ 円	⑨ 円	⑪ 円	

⑥、⑦、⑧の金額を4の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改 正 後

個⑥033 外国税額控除に関する明細書【2ページ目】

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額①	2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告所得により計算した税額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を読んでください。）
所得総額②	2の③の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を読んでください。）
国外所得総額③	2の④の金額がある場合には、その金額を含めて計算した国外所得の合計額を書きます。
控除限度額（①× $\frac{②}{③}$ ）④	5の「⑤」欄及び6の「⑥」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額⑤	円	← 3の「①」欄の金額に21%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額⑥		← 3の「②」欄の金額を転記します。
国外所得総額⑦		← 3の「③」欄の金額を転記します。
控除限度額 (⑤× $\frac{7}{6}$)⑧		← 5の「⑤」欄及び6の「⑩」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得税 (3の4の金額)	㊸	円	所得税 (㉔-㉕)	㊹	円	
	復興特別所得税 (4の8の金額)	㊺		道府県民税 (㉔+㉖+㉗)と㉘のいずれか少ない方の金額	㊻		
	道府県民税 (㉔×12%)	㊼		市町村民税 (㉔-㉕)と㉖のいずれか少ない方の金額	㊽		
	市町村民税 (㉔×18%)	㊾		計 (㊹+㊻+㊽)	㊿		
	計 (㊸+㊺+㊼+㊾)	㊿		控除限度超過額 (㉕-㊿)	㉞		
外国所得税額 (1の㉙の金額)	㉟						
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細							
年 分	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額		
		㉑前年繰越額 及び本年発生額	㉒本年使用額	㉓翌年繰越額 (㉑-㉒)	㉔前年繰越額 及び本年発生額	㉕本年使用額	㉖翌年繰越額 (㉔-㉕)
平成 年分 (3年前)	所得税		円		㉔	円	
	道府県民税						
	市町村民税						
平成 年分 (2年前)	所得税			円	㉔		円
	道府県民税						
	市町村民税						
平成 年分 (前 年)	所得税				㉔		
	道府県民税						
	市町村民税						
合 計	所得税	㉑				㉕	
	道府県民税						
	市町村民税						
本 年 分	計		㉒				
	所得税	㉑	㉓		㉔	㉕	
	道府県民税	㉑					
	市町村民税	㉑					
	計	㉑	㉒				

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額)	⑨	円	復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑨が⑩より少ない場合は⑩-⑨)と⑪とのいずれか少ない方の金額)	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑧の金額)	⑩		所法第95条第2項による控除税額 (5の①の金額)	⑭	
外国所得税額 (1の㉔の金額)	⑪		所法第95条第3項による控除税額 (5の②の金額)	⑮	
所法第95条第1項による控除税額 (⑨と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		控 除 税 額 (⑫+⑬+ ⑭又は⑮)	⑯	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄（申告書Aは⑫欄、申告書Bは⑬欄）の「区分」の□に「1」と記入します。

改 正 前

個⑥033 外国税額控除に関する明細書【2ページ目】

3 控除限度額の計算

所 得 税 額 ①		円	2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 控用の裏面 を読んでください。）。
所 得 総 額 ②			2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 控用の裏面 を読んでください。）。
国 外 所 得 総 額 ③			2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した国外所得の合計額を書きます。
控除限度額 $(① \times \frac{③}{②})$ ④			→ 4の「㊸」欄及び5の「㊹」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	国 税 (3の④の金額)	㊷		円	控除余裕額	国 税 (㊷ - ㊸)	㊹		円
	道府県民税 (㊷ × %)	㊸				道府県民税 ((㊷+㊸-㊹)と㊹とのいずれか少ない方の金額)	㊺		
	市町村民税 (㊷ × %)	㊹				市町村民税 ((㊷-㊹)と㊹とのいずれか少ない方の金額)	㊻		
	計 (㊷+㊸+㊹)	㊺				計 (㊹+㊺+㊻)	㊼		
外国所得税額 (1の㊽の金額)		㊽			控除限度超過額 (㊽ - ㊺)		㊽		
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細									
年 分	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額				
		㊿前年繰越額及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額(㊿-㊿)	㊿前年繰越額及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額(㊿-㊿)		
平成 年分 (3年前)	国 税				㊿				
	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年分 (2年前)	国 税				㊿				
	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年分 (前 年)	国 税				㊿				
	道府県民税								
	市町村民税								
合 計	国 税		㊿			㊿			
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㊿			㊿			
本 年 分	国 税	㊿	㊿		㊿	㊿			
	道府県民税	㊿							
	市町村民税	㊿							
	計	㊿	㊿			㊿			

5 外国税額控除額の計算

控 除 限 度 額 (3の④の金額)	⑤	円	所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑧	円
外 国 所 得 税 額 (1の㉔の金額)	⑥		所法第95条第3項による控除税額 (4の①の金額)	⑨	
所法第95条第1項による控除税額 (⑤と⑥とのいずれか少ない方の金額)	⑦		控 除 税 額 ⑦ + ⑧又は⑨	⑩	

改正後	改正前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 １ページ目】 書 き 方 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 95 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。 この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。 外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。 (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑩の金額がある場合）に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。 ロ 「㊥ ㊷から控除すべき⑩の金額」欄は、「㊴ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の㊴の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㊴の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㊸の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「㊸」、「㊹」、「⑪」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「⑩」欄の金額のうち、「㊹」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。 なお、2 の㊹の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の㊸と㊻の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 １ページ目】 書 き 方 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 95 条第 1 項から第 4 項までに規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。 この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は 42 条に掲げる書類を添付してください。 外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。 (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が平成 17 年 4 月 1 日以後において減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。 (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。 (ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。 (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。 (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄 イ この欄は、平成 17 年 4 月 1 日以後において減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑩の金額がある場合）に記載します。 ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後に減額された場合は、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。 ロ 「㊥ ㊷から控除すべき⑩の金額」欄は、「㊴ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の㊴の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㊴の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㊸の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4 の「㊸」、「㊹」、「⑪」欄にそれぞれ転記します。 ハ 「⑩」欄の金額のうち、「㊹」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。 (3) 「3 控除限度額の計算」欄 イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の災害減免額を控除した後の所得税額を転記します。 なお、2 の㊹の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ロ 「②」欄には、次の㊸と㊻の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。 ㊼ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

改正後	改正前
個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 2 ページ目】 ④ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。） ① 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄 イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。 ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。 ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。 ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「5 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除余額」の各欄（㉙～㉟）には、「外国所得税額㉟」の金額が「控除限度額」の「計㉟」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㉟」欄には、「外国所得税額㉟」の金額が「控除限度額」の「計㉟」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「㉚本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㉟」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「㉚本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計㉟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。	個⑥033 外国税額控除に関する明細書【書き方 2 ページ目】 ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。 ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。 なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。 また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。 ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄 この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。 イ 「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㉙× %）」には、平成18年分以前は10（%）、平成19年分以後は12（%）と記載して、その割合を㉙の金額に乗じて計算します。「市町村民税（㉙× %）」には、平成18年分以前は20（%）、平成19年分以後は18（%）と記載して、その割合を㉙の金額に乗じて計算します。「控除余額」の各欄（㉟～㉟）には、「外国所得税額㉟」の金額が「控除限度額」の「計㉟」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㉟」欄には、「外国所得税額㉟」の金額が「控除限度額」の「計㉟」の金額を超えるときに記載します。 ロ 「前3年以内の控除余額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。 ハ 「控除余額」の「㉚本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㉟」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては国税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、国税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。 ニ 「控除限度超過額」の「㉚本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計㉟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。